

「はい、こちら企業の労働110番です」。A事業所の社長さんからのお電話で、「このたび従業員が8ヶ月勤めて退職することになったのですが、雇用保険は受け

# 名北協会相談員日誌 67

## 日々の企業の労働110番です



名北労働基準協会専門員

社会保険労務士 篠百合子

### 知らないと困る、雇用保険の「豆知識、

以上あることが要件となります。この場合1ヶ月に11日以上の賃金基礎日数が必要です。お尋ねしたところ、この従業員はA事業所での被保険者期間は8ヶ月間となります

が、前職場のB事業所で直前まで10ヶ月間働いていたとのことでした。

2年間で通算することができますので、この場合は受給資格が発生し、基本手当を受けることができます。

ただし、B事業所で被保険期間が12ヶ月以上で、B事業所離職後に管轄の公共職業安定所で、基本手当は労働者が失業した場合にその者の生

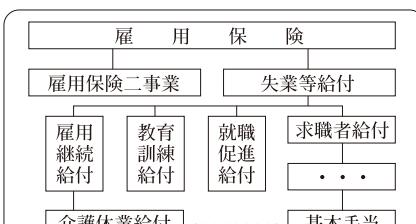
ります。この場合1ヶ月に11日以上の賃金基礎日数が必要です。お尋ねしたところ、この従業員はA事業所での被保険者期間は8ヶ月間となります。この従業員は、前職場のB事業所で直前まで10ヶ月間働いていたとのことでした。

2年間で通算することができますので、この場合は受給資格が発生し、基本手当を受けることができます。

他に労働者が失業した場合にその者が再就職することを援助・促進することを目的として支給される就職促進給付、労働保護離職ゼロ」を掲げており、8月より介護休業中の給付金が賃金月額の40%から67%に引き上げられることが決まりました。また来年1月からは、現行同一の対象家族について同一の要介護状態を介護するための休業（93日まで）を原則1回しか取れなかつたのを3回まで分割して取得できるようになります。

このような緩和策で、会社は優秀な人材の流失を防止することができます。労働者は失業の不安を解消することができます。

イラスト・森沢康代



### 労働実務専門講座 基礎法令コース

- 6月22日 労働基準法研修(労働基準法)  
7月6日 安全衛生研修(労働安全衛生法・安全衛生管理活動)  
7月20日 社会保険研修(健康・厚生年金・介護、各保険法)  
8月3日 労働保険研修(労災保険・雇用保険)  
受講料 会員 4日 33,940円/1日 9,250円 時間 9:30~16:30  
非会員 4日 41,140円/1日 11,310円 場所 当協会大会議室  
※当協会 総合受付(052-961-1666)まで

改正がされています。そうした制度を有効に活用できるよう、是非ご受講ください。詳しくは、当協会総合受付(052-961-1666)までお問い合わせください。



られますか?」とのご質問でした。  
雇用保険の基本手当の受給資格は、一般的に(倒産・解雇等除く)離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12ヶ月